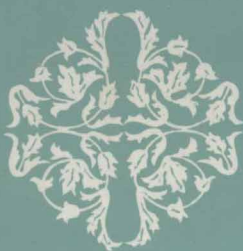


解説連結財務諸表原則

〈第二版〉

横浜国立大学名誉教授

黒澤 清編著



中央經濟社

解説連結財務諸表原則

〈第二版〉

横浜国立大学名誉教授

黒澤 清編著

中央経済社

編著者との
了解により
検印省略

解説連結財務諸表原則<第二版>

昭和51年1月20日 初版発行

昭和52年7月1日 11版発行

昭和59年11月20日 第二版発行

編著者 ^{くろ}黒 ^{ざわ}澤 ^{きよし}清
発行者 渡 辺 正 一

発行所 (株) 中央経済社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話・(293) 3371 (編集部)

(293) 3381 (営業部)

振替口座・東京 0 - 8 4 3 2

印刷／文 唱 堂

製本／美 行 製 本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

ISBN4-481-13241-8 C3034

序

もと本書は、昭和50年6月24日「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が、企業会計審議会によって公表された当時、この意見書の審議に参加した委員諸氏の共同執筆のもとに成った解説書である。この意見書が基礎となって連結財務諸表の制度は、昭和52年から実施される運びとなったが、今日まですでに7年にわたる経験が積まれた。この実際上の経験に基づいて、証券取引法またはその関連法令も数次の改正が行われ、この制度は、わが国においても定着するにいたったことは周知のとおりである。

元来、連結財務諸表の制度は、1917年以來のアメリカ税法上の連結納税申告制度の採用に端を発し、1933年証券法および1934年証券取引法によって、証券法上の開示制度の一環として定着したもので、アメリカで発展した会計慣行であった。

わが国の会計実務の上に、このアメリカの連結慣行が影響を与えた最初のきっかけは、昭和35年前後、東芝、ソニー等の諸会社が、いわゆるADR方式で、アメリカの資本市場（ニューヨーク証券取引所）にその発行株式を売出したときであった。それ以来、ADR方式を採用したわが国の諸会社の数は、すでに70社を超えた。これらの諸会社は、アメリカのSEC基準（アメリカの証券法に基づいて制定された証券取引委員会の規定）によって毎決算期に連結財務諸表を作成し、これをニューヨーク証券取引所およびSECに提出してきた。この点からいえば、わが国でも少数の会社ではあるが、すでに連結慣行をもっていたといえることができる。しかしそれは、SECの基準によるのであるから、わが国の商法、税法等の基準に合致しない点があり、また、昭和50年に公表された連結財務諸表原則とも一致しない点がある。この問題をいかに解決すべきかは、今

2 序

後に残された問題である（すでに、連結財務諸表原則に関する国際会計基準が、国際会計基準委員会によって作成されている。将来は、アメリカも日本もこれに準拠することになるであろう。）。

この「連結財務諸表原則」は、昭和46年6月22日付で、大蔵大臣から企業会計審議会長に、証券取引法に基づく企業内容開示制度を充実強化する方策の一環として、連結財務諸表の制度化に関する問題について諮問があり、それに対する答申として提出されたものであった。

これより先き、証券取引審議会は、「企業内容開示制度の整備改善について」という要望書を大蔵大臣に提出し、そのなかで、連結財務諸表制度の早期採用を次のように勧告したのであった（昭和45年12月14日付）。

「最近顕著になりつつある企業の集団化現象のもとにおいては、企業集団を構成する会社の経営成績及び財政状態の良否を判断するためには、集団化されたすべての会社の財務諸表を結合した連結財務諸表が必要と考えられるので、欧米諸国の例にならい、わが国においても連結財務諸表をできるだけ早期に採用することが望ましい。」

上記の勧告が、昭和46年の大蔵大臣諮問の一要因であったことは明らかであるが、証券取引法の改正法案の審議にあたり、改正法に付した衆議院大蔵委員会の付帯決議も重要な理由となっていることを閑却すべきでない。この付帯決議によれば、「投資者に対する企業内容開示の趣旨を一層徹底するため、有価証券届出書、同報告書等の開示書類に関し、連結財務諸表制度の採用、監査基準の整備を図ること」が要望されたのである。

なお、連結財務諸表の制度化の機運をうながした最初の源泉は、昭和42年5月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表に関する意見書」であった。この意見書は、昭和40年3月の大蔵大臣諮問に対する答申として作成されたのであるが、当時山陽特殊鋼事件をはじめとして、多数の企業倒産事件が連鎖的に発生したが、その原因の多くは、親子関係会社の企業集団のなかで惹起した不

正経理にあることが明らかにされた。親子会社相互間で、架空の売買、架空の債権債務を計上することによって、財務諸表の表示を粉飾し、これに基づいて違法配当を行うなどの不正経理を実行し、ついに企業を破綻に導くにいたるものが多かったのである。このような不正経理を防止するために企業の会計監査をいかに充実強化すべきか、なおこの目的のためには連結財務諸表の制度化を必要とするのではないか、ということが大蔵大臣諮問の要点であった。企業会計審議会は、この二つの問題を同時並行的に審議し、その成果として、「監査基準および準則の改正に関する意見書」と、「連結財務諸表に関する意見書」を公表したのである。この監査制度の改革に関する意見書は、株式会社監査制度の根本改革を目指した新商法（監査役監査の改正および会計監査人監査制度の導入）の原動力となり、「連結財務諸表に関する意見書」は、その後8年を経て、昭和50年の「連結財務諸表の制度化に関する意見書」の源泉となったのである。

昭和50年の意見書は、昭和42年発表の前回の意見書を再検討する過程において、国際会計基準第3号（連結財務諸表基準）を参酌し、これを大幅にとり入れるように考慮をはらった。国際的な資本取引の自由化に伴い、おそらく遠くない将来において、連結財務諸表原則は国際的に統一される時期がやってくるであろう。

要するに、「連結財務諸表の制度化に関する意見書」は、このように現在進展しつつある会計的風土の上で、わが国の企業会計制度の将来の発展の動向を示すものとして大きな意義をもつものである。

昭和59年10月

黒 澤 清

目 次

1	連結財務諸表原則総論	1
1	わが国における連結財務諸表制度化の過程	1
2	「連結財務諸表の制度化に関する意見書」の主要な内容	4
(1)	連結財務諸表の制度化について	4
(2)	連結財務諸表原則の設定について	6
(3)	連結財務諸表制度の運用について	6
3	連結財務諸表の目的	8
4	連結財務諸表に関する一般原則	9
(1)	連結財務諸表真実性の原則	10
(2)	連結財務諸表基準性の原則	11
(3)	連結財務諸表明瞭性の原則	12
(4)	連結財務諸表継続性の原則	12
2	連結の一般基準及び基本原則	15
I	連結の一般基準	15
1	連結の範囲	15
2	連結からの除外	19
3	連結決算日	22
4	親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続	24
5	在外子会社等の財務諸表項目の換算	25
II	連結財務諸表作成の基本原則	26
1	連結貸借対照表作成の基本原則	26
2	連結損益計算書作成の基本原則	27

2 目 次

3 持分法の適用	29
1 概 説	29
(1) 持分法の制度化について	29
(2) 持分法適用の範囲	31
(3) 持分法適用における重要性の原則	33
(4) 持分法の意義	36
2 持分法の適用	37
(1) 持分法と連結との異同点	37
(2) 未実現損益の消去	40
(3) 投資差額の処理	45
(4) 被投資会社の損失の取扱い	48
(5) 持分法から原価法への移行	55
(6) 原価法から持分法への移行	59
(7) 投資会社と被投資会社の決算日のずれ	62
(8) 持分法による投資損益の表示	63
4 連結貸借対照表の作成	65
1 総 説	65
2 連結貸借対照表作成の基本原則	67
3 投資勘定と資本勘定の相殺消去	68
(1) 段階法と一括法	69
(2) 投資勘定の消去差額	71
(3) 子会社相互間の投資勘定と資本勘定の相殺消去	76
(4) 子会社株式を売却した場合	77
4 少数株主持分	78
(1) 少数株主持分の意義	78
(2) 子会社に欠損または損失のある場合	79

5 債権と債務の相殺消去	82
(1) 債権または債務の範囲	82
(2) 銀行割引した手形	83
(3) 貸倒引当金の調整	83
(4) 引当金の調整	84
(5) 一時所有の連結会社債	84
5 連結損益計算書の作成〔Ⅰ〕	85
1 連結損益計算書の作成の基本原則	85
2 連結会社相互間の取引高の相殺消去	86
(1) 商品・製品等の売買	87
(2) 配当金の授受	90
3 棚卸資産に含まれる未実現損益の消去	90
未実現損益の消去に関する例示	91
4 未実現損益の消去方法に関する諸説	93
6 連結損益計算書の作成〔Ⅱ〕	105
1 固定資産中の未実現損益の意味	105
2 棚卸資産中の未実現損益消去との相違点	106
3 減価償却費の修正をともなう未実現利益消去	107
(1) 非償却資産の場合	107
(2) 償却資産の場合	109
4 製造経費中に移転した未実現利益	111
5 未実現利益消去額の負担問題	114
(1) 少数株主のいる子会社から親会社へ販売した場合の未実現利益 消去	114
(2) 少数株主のいる子会社間で売買することにより生じた未実現利 益消去	116

7	連結剰余金計算書の作成	119
1	連結剰余金計算書の内容	119
(1)	その他の剰余金	119
(2)	「その他の剰余金」の増減	121
2	連結剰余金計算書の作成方法	123
(1)	仮 設 例	123
(2)	仮設例に関する若干の補足説明	127
3	利益処分に関する確定方式と繰上方式	129
(1)	繰上方式による仮設例	129
(2)	確定方式と繰上方式の比較	134
8	連結財務諸表の表示方法	137
1	はじめに	137
2	連結財務諸表作成資料の整備	137
	——連結決算手続の概要——	
(1)	連結貸借対照表作成のための資料の整備	138
(2)	連結損益計算書作成のための資料の整備	140
(3)	連結剰余金計算書作成のための資料の整備	141
3	連結貸借対照表の表示方法	141
4	連結損益計算書の表示方法	145
5	連結剰余金計算書の表示方法	148
6	おわりに	149
9	連結財務諸表の注記事項	151
1	はじめに	151
2	注記の意義と連結会計上の注記の特色	152
(1)	注記の意義	152
(2)	連結会計上の注記の特色	153

3	原則に定められた連結財務諸表の注記事項	154
(1)	連結の方針.....	154
(2)	決算日の差異.....	156
(3)	会計処理の原則および手続.....	158
(4)	利益処分.....	159
(5)	在外子会社の財務諸表項目の換算方法.....	159
(6)	その他の重要事項.....	160
4	連結財務諸表規則に定められた注記事項	160
5	連結財務諸表の注記の実態	162
(1)	わが国の連結会計基準に準拠しているもの.....	162
(2)	わが国企業でSEC基準に準拠しているもの.....	163
(3)	米国スペリイ社の注記事項.....	166
6	おわりに.....	167
10	連結財務諸表原則の制定	169
1	わが国の企業会計制度における連結財務諸表の位置づけ	169
2	連結財務諸表制度化の経緯	171
(1)	連結問題の発端.....	171
(2)	連結財務諸表制度化の環境醸成.....	173
(3)	企業会計審議会における制度化の審議.....	175
(4)	国際的な連結会計基準の斟酌.....	176
3	連結財務諸表制度化の措置	177
(1)	制度化のために措置された法令等.....	177
(2)	制度実施の時期.....	178
(3)	連結財務諸表提出の方法.....	179
(4)	連結財務諸表の作成基準.....	180

6 目 次

付 録

連結財務諸表の制度化に関する意見書・連結財務諸表原則・同注解	188
連結財務諸表規則	201
連結財務諸表規則取扱要領	225
連結財務諸表作成要領	241

1 連結財務諸表原則総論

黒 澤 清

1. わが国における連結財務諸表の制度化の過程

わが国の連結財務諸表制度は、昭和50年6月24日、企業会計審議会によって公表された「連結財務諸表の制度化に関する意見書」を契機として導入される運びになったのであるが、今日では、連結決算の制度は、わが産業界に深く根づくにいたったけれども、その制度化の道程は、長くかつ難渋なものであることをまぬがれなかった。昭和50年の「制度化に関する意見書」に先きだし、企業会計審議会は、昭和42年5月19日に、「連結財務諸表に関する意見書」を公表し、企業集団化現象の進展する経済情勢にかんがみ、連結決算の制度化の必要性を指摘した。

昭和42年の意見書は、連結決算制度の即時実施を要望したものではなかったが、制度化のための環境整備を提言し、企業集団化現象の進展下において、財務諸表の監査に関しても、企業内容開示の観点からみても、単なる個別財務諸表制度のもとでは、多くの欠陥が露呈されるにいたるであろうことを明らかにしたのであった。この意見書が公表された当時、わが国の財界の反響はきわめて消極的であった。たとえば反対意見の主なものを一、二あげるならばこうである。現行法制のもとでは、会社の株主および債権者の利害の保護は、個々の会社（単体）について考えられなければならないのに、親子会社を一個の統一

2 1 連結財務諸表原則総論

的な集団(組織体)として考える連結財務諸表制度は、投資に関する判断を誤らせるおそれがあるというのである。しかしこの反対意見は、現行法制が、経済的法的利害関係の変化に対応できないものとなりつつあるという事実認識のもとに、その改革を提案しているのに対して、まったく見当外れというほかはなかった。また、たとえば反対意見の第二は、連結財務諸表制度の目的が、連結会社集団の財政状態および経営成績を、真実かつ明瞭に報告することを要求しているものであるとすれば、このような目的は、連結財務諸表によらなくても達成することが可能であると主張する。すなわち支配従属関係にある子会社または関係会社の財務諸表をグルーピングして、親会社の有価証券報告書または有価証券届出書に添付すれば足りるというのである。しかしこの反対意見もまた親会社の単体の財務諸表のみによって企業の財政状態および経営成績を、正しく判断することが可能であるとするごとき謬見の産物にすぎなかった。その他種々の反対意見については、ここで省略するが、それらは要するに連結財務諸表制度化の意義に関する経済的社会的背景についての正しい認識を欠いたものであった。

こうして昭和42年の「意見書」は、連結財務諸表の制度化の実現に対して、当時の情況のもとでは、時期尚早であることをまぬがれなかったが、啓蒙的意義は非常に大きなものがあった。

しかしながら、その後、連結財務諸表の制度化を促進する二、三の動向が次第に顕著なものとなってきた。まず一例をあげるならば、昭和40年前後から、山陽特殊鋼株式会社の子会社倒産による倒産事件を代表的な事例として、多数の連鎖的な会社破綻が相次ぎ、公認会計士監査の充実強化の必要が問題となるにいたった。これらの会社倒産は、親会社と子会社との間の不公正な取引(たとえば押込み販売といわれる架空売上のごとき)が原因となっており、一親会社の倒産によって、非常に多数の子会社または関係会社の連鎖的倒産を惹起したのである。このような粉飾決算を防止するには、連結財務諸表を制度化し、連結会

社の監査を充実することが必要となることは明らかである。

また、親会社の個別財務諸表上の経営成績は良好であっても、多数の子会社の業績を結合し、連結財務諸表を作成して連結利益を算定するときは、業績がきわめて低く、ときには連結赤字を表示するとき企業集団もあり得る。このような事情のもとに、証券取引審議会は、昭和45年12月、「企業内容開示制度の整備改善について」報告書を公表し、企業集団化現象の発展に照応して、連結財務諸表制度の早期実現を勧告するにいたった。この勧告に基づいて証券取引法の一部改正（企業内容開示制度の改善を主眼として）が行われた。昭和50年の「連結財務諸表の制度化に関する意見書」の公表は、直接には上記の証券取引審議会意見書による企業内容開示制度の改善に関する勧告の影響によるものであった。

なお、第一次の「連結財務諸表に関する意見書」の公表の前後の時代から、資本市場の国際化が発展し、わが国の多くの有力会社が、ニューヨーク証券取引所を通じて、株式を発行し、資本を調達するものが増加しはじめていた。たとえば、ソニー、東芝、日立製作所等がこの例である。これらの会社は、ADR（American Depositary Receipt）と称する形式による株式を発行し、アメリカの公認会計士によって監査をうけた連結財務諸表を記載した有価証券届出書を作成して、アメリカの証券取引委員会（SEC）に提出することを義務づけられた（ADRのほかに、ヨーロッパの取引所を通じて資本を調達する会社はEDRを発行した。）。

ADRまたはEDR方式によって連結財務諸表を作成するわが国の会社は、第二次の「制度化に関する意見書」が公表された昭和50年度までにすでに70社以上に達していた。

こうして証券取引法上、連結財務諸表の制度化の必然性はすでに現実のものとなっていたのであった。

2. 「連結財務諸表の制度化に関する 意見書」の主要な内容

「制度化に関する意見書」にかかげられた「連結財務諸表原則」は、次の三つの主題から成っている。

- (1) 連結財務諸表の制度化について
- (2) 連結財務諸表原則の設定について
- (3) 連結財務諸表制度の運用について

以下これら三つの題目について簡単な説明を加えておく。

(1) 連結財務諸表の制度化について

連結財務諸表をなぜ制度化しなければならないかというに、すくなくとも三つの理由をあげることができる。

第1に、企業集団の親会社が、証券取引法に基づいて企業内容の開示を要する会社である場合においては、当該会社の個別財務諸表を報告するだけでは、投資情報としてきわめて不十分であって、当該企業集団に属するすべての子会社の財務諸表を親会社のそれと結合した連結財務諸表を提出させる必要があること。

この場合、わが国における会計慣行の現状にかんがみ、さしあたり連結財務諸表は、親会社の個別財務諸表を補足して企業集団に属する親会社（連結会社という）の総合的財務情報を提供する機能をもつものであるという考え方を採用した。したがってさしあたり証券取引法上、連結財務諸表は、有価証券報告書等開示書類の添付書類としてとり扱う方法をとることになった。これは、連結財務諸表に関する国際会計基準の水準からみて、不十分であることをまぬがれなかったが、この制度をはじめて導入したわが国として、このような漸進

的方法によるほかはなかったのである。

このように連結財務諸表を、有価証券報告書または有価証券届出書に記載すべき添付書類としたことは、わが国独自の妥協的方法であった。ドイツ、イギリス等は、企業集団における親会社は、親会社の個別財務諸表のほかに、親子会社連結財務諸表を作成しなければならないものとしているが、それは添付書類ではない。個別財務諸表ならびに連結財務諸表を作成することを要するのである。

アメリカの場合は、開示書類としては原則として連結財務諸表だけを提出すれば足りるものとし、徹底的な連結ベースである。

わが国の場合は、連結財務諸表は添付書類であるから、本体はなお単体ベースであることを意味する。しかし連結情報の提出が、投資家保護のために必要であるという観点から、さしあたり添付書類としてとり扱う方針をとったと解すべきであろう*。個別財務諸表とならんで連結財務諸表を主要財務諸表とするか、添付書類とするかは実質的差異はほとんどないものと考えられるが、将来商法改正によって連結財務諸表が商法上の計算書類として採用された場合には、これを主要財務諸表としてとり扱うことに変更しなければならない。しかし商法上においては、まだ当面の問題となっていない。

第2に、提出される連結財務諸表は公認会計士または監査法人の監査証明をうけたものでなければならないことを明らかにしたこと。

添付書類であるから監査を要しないものとするべきであるという見解もあったが、監査のない財務諸表は社会的信頼なく財務情報として無意味であるというそしりをまぬがれないことはいうまでもない。

第3に、連結財務諸表制度を証取法上実施する時期は、昭和52年4月1日以降に開始する事業年度としたこと。

会社が連結財務諸表を最初に作成するに当っては、相当の準備期間を必要とするので、このことを考慮したわけである。